

平成 3 0 年 度

苫小牧港管理組合定期監査及び
財政援助団体等監査の結果報告

苫小牧港管理組合監査委員

1 監査執行者

監査委員 渡 邊 直 樹

監査委員 渡 辺 満

2 監査の範囲

(1) 財務事務

平成29年度に執行した収入事務、支出事務、契約事務、財産及び物品管理事務

(2) 財政援助団体の事務

苫小牧港管理組合が補助金等の財政的援助を与えている団体で、苫小牧港管理組合に事務局があり、職員が出納事務を担当するものが平成29年度に執行した当該補助金等に係る出納その他の事務

3 監査の対象

(1) 財務事務

総務部、施設部、出納室

(2) 財政援助団体の事務

ア 苫小牧港利用促進協議会

イ みなとオアシス苫小牧運営協議会

4 監査の期間

平成30年7月25日から8月31日まで

5 監査の方法

(1) 財務事務

監査の対象部局から、あらかじめ資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を受け、抽出した関係書類を検査した。

ア 収入事務関係

使用料等の収入を対象とし、許可申請から収入の整理に至るまでの事務を

許可書、調定簿、収入原簿、現金出納簿等の関係書類に基づいて監査した。

イ 支出事務関係

物品購入、補助金の交付、業務委託、工事、旅費等に係る支出、資金前渡事務を対象とし、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務を支出負担行為伺書、補助金交付決定書、契約書、資金前渡精算書、支出命令書等の関係書類に基づいて監査した。

ウ 財産管理事務関係

公有財産の維持管理及び物品の出納保管を対象とし、財産管理記録書類の整理状況、備品台帳等関係書類の整備等について、備品台帳、各受払簿等の関係書類に基づいて監査した。

(2) 財政援助団体の事務

財政的援助を与えている団体の当該補助金等に係る出納その他の事務について、補助金交付申請書、補助金交付決定書、収支精算報告書等の各関係書類に基づいて監査した。また、現金出納及び現金保管の内容について、関係書類に基づいて監査した。

6 監査の結果

(1) 財務事務

監査の結果、事務処理はおおむね適正であると認められたが、是正、改善等の措置を求める主な事項は次のとおりである。

ア 資金前渡事務において、補助職員を置いていないものが見られた。

イ 行政財産使用料の賦課事務において、積算単価に誤りが見られた。

ウ 使用料の調定事務において、使用許可期間を誤り、調定額が本来の額よりも多くなっているものが見られた。

エ 使用料の減免事務において、減免理由の不明確なものが見られた。

(2) 財政援助団体の事務

監査の結果、事務処理はおおむね適正であると認められた。

7 監査意見

指摘事項以外の財務事務においても、手続きや必要書類の不備など軽易な事務処理の誤りが見られたことから、各種法令及びマニュアル等に基づき事務手続を再確認の上、業務にあたることを望むものである。

また、契約事務に関しては、苫小牧港管理組合契約規則(昭和 40 年規則第 2 号)第 4 条の規定により苫小牧市契約に関する規則(昭和 29 年苫小牧市規則第 13 号)を準用するとなっているが、苫小牧市と異なる事務の取扱いが見られた。統一的な事務処理を行うことが、不適切な事務処理の抑制につながると考えるため、本組合の具体的な事務処理マニュアルを整備することを強く望むものである。